



令和7年琴浦町告示第68号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、鳥取県知事が地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月15日

琴浦町長 福本まり子



- 1 事業計画が定められた年月日
令和7年4月1日（計画決定日）
- 2 調査を実施する者の名称
琴浦町
- 3 調査地域
東伯郡琴浦町大字倉坂の一部
東伯郡琴浦町大字佐崎、中村の各一部
- 4 調査期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで